

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です

令和8年（オ）第284号 上告提起事件

上告人 山縣 真矢 外7名

被上告人 国

上告審証拠説明書

(甲A956～甲A957)

2026（令和8）年7月3日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子
同 寺 原 真希子
他

号証 甲A	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
956	「結婚の自由をすべての人に」訴訟 控訴審判決の検討 ジュリスト 1622号	写 し	2026/ 05	今野 周	(a) 本評釈は、現行婚姻法に相当するような特定された規律としての「具体的婚姻」と、個別の規律内容は特定されていないが一定の趣旨・機能を実現すべき規律の総体として観念される「抽象的婚姻」を区別する観点から、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の各控訴審判決を検討したものである（同Ⅰ（66頁））。 (b) 上記(a)の観点によれば、原判決以外の5つの高裁判決は、いずれも、①同性間の婚姻に係る規律の不存在（「規律の不存在」）を

				争点とし、②共同生活の意義など異性性から分離された原理的要素によって抽象的婚姻の重要性を基礎づけ、③異性婚との均衡を通じて具体的婚姻も原則として同性カップルに保護されるとの判断を示したと分析される(同Ⅱ(特に同6)(66頁から69頁))。 (c) 他方、原判決は上記5判決と議論の構造が大きく異なっている。まず、憲法判断の対象を規律の不存在ではなく、国会の立法不作為それ自体としている。さらに、抽象的婚姻とその原理的基礎を争点とせず、具体的婚姻のみを想定して論じている。おそらく、その背景には、婚姻は政策的に形成するものでしかなく、抽象的婚姻の正当化根拠となり婚姻法を統制するような原理は観念し／できないという認識がある(同Ⅲ前半(69頁から70頁))。 そして、婚姻についての原理的検討を回避した結果、下記のとおり、原判決の判示には不自然なものが少なくない(同Ⅲ後半(70頁から71頁))。 例えば、原判決には、異性婚の社会的承認は憲法24条に読み込まれ、憲法制定後の同性関係の承認は立法裁量に吸収されるという非対称性がある。原判決は、このように原意と立法裁量に(恣意的に)依存する憲法解釈を十分な論証なく採用しているが、その結果、異性婚という特
--	--	--	--	---

					定の生き方を特別に扱うという本来非常に論証負荷の高い解釈に特段の規範的資源なくコミットしてしまっている。 ・ 国会内の「審議の求め」があるので「権利が実現していない状況とは同視することができない」という認識、弁論主義の限界の強調、同性婚法制を「差別の解消を目的とする法制度」として位置付けるなど不可解と思われる判示がある。しかし、審議が求められるのは権利が実現していない状況があるからである。また、同性婚法制は差別解消の手段でこそあれ差別解消全般を固有の目的としていない。 ・ 仮に、原判決が「一の夫婦とその間の子（のみ）」を単位とした法設計を以って、抽象的婚姻の基礎を論じているのだと見たとしても、婚姻の基礎としては脆弱である。他の高裁判決のように実定法理解として有力な異論があるし、憲法前文を援用する社会の世代間継承と異性核家族での自然生殖にも飛躍がある。 ・ 原判決が言うように婚姻家族が「社会の基礎的な構成単位」ならば、社会の基本構造を定める法は社会全体への影響が大きいいため、その規範的吟味を強めるべきでこそあれ、立法裁量へと大幅に敬譲すべきではない。
--	--	--	--	--	--

					(d) 本評論の筆者は、私見として下記のよう な見解を述べている (同Ⅳ (71 頁))。 ・ 憲法判断の対象としては規律の不在を問 題とすべきである。この点で、原判決の 問題設定には疑問がある。 ・ 婚姻は法的に人の関係を区別して規律す ることであるから、誰に対しても正当化 される必要がある。そのため、婚姻の不 在を正当化する理由の有無を直接審査す べきである。この点で、婚姻の具体的内 容と婚姻からの除外とで立法裁量の範囲 を区別する福岡高裁等の見解は正当。 ・ 婚姻が保護されるべき理由は、婚姻の手 段的な価値の高さ、すなわち、現在の社 会において共同生活を営む上で婚姻とい う法的規律が非常に重要な手段として機 能しているということに求められるべき である。 ・ そのうえで、同性間への婚姻や具体的婚 姻の保護は、特に平等によって支持され る。同性間に婚姻を否認するということ は生活関係の序列化を後押ししかねない。
957	見解 婚姻の平等実現に 向けた民法改正へ の提案 —相次ぐ違憲判決	写 し	2026/ 06/05	日本学術会議 法学委員会 社会と教育に おける LGBTI の権利保障分	(a) 日本学術会議が 2026 年 6 月 5 日に下記 の見解を公表した (同要旨 2 (iii 頁))。 (1) 国内外の急速な変化に対応すべく、立法 府及び政府は、同性間にも婚姻を成立さ せるよう速やかに法改正を行うべきであ

	をふまえて—			科会	る。 (2) 婚姻平等のための迅速な立法化を行うべく、最高裁判決を待つことなく政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。 (3) 同性パートナーの共同生活を保障するための法的な枠組みとしては、まず同性間の関係についても既存の法律婚への包摂を図るべきであり、しかる後に異性カップルを含めたより多様な選択肢の可能性を模索するべきである。 (b) 同見解は、原判決について、(大阪地裁を除くこれまでの諸判決では否定されていた) 伝統的な「婚姻＝生殖目的」論により同性婚排除を正当化するものであり、婚姻を個人の権利の側面からではなく、「世代を超えた国民社会の維持」という国家の側から立論することで区別取扱いを合憲とする特異な判決であると評している(同 11 頁から 12 頁)。 (c) さらに、最高裁判決の展望として、同見解は、民法及び戸籍法等に同性間の婚姻を認める規定が存在しない現状が憲法 13 条、14 条 1 項又は 24 条 2 項に違反するとの判断が複数の下級裁判所で下されている以上、最高裁が明確な憲法判断を示し、立法府に対して憲法の定める「要請、指針」がいかなるものかを具体的に示すことは、憲法によって違憲
--	--------	--	--	----	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

東京二次訴訟上告審提出の書面です

					審査権を付与された司法機関の使命であると述べている (同 16 頁から 17 頁)。
--	--	--	--	--	--

以 上